

第四十六号議案

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）の一部を次のように改正する。
付則第七項を付則第八項とし、付則第六項を付則第七項とし、付則第五項の次に次の一項を加える。

6 この条例中第二十四条及び第二十四条の二の二から第二十四条の二の四までの規定は、地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員には適用しない。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）の施行による地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。